

Newsletter

日本IPBAの会

お問い合わせ：日本IPBAの会 c/o IPBA事務局 東京都港区六本木6-2-31 六本木ヒルズノースタワー7F
 Tel. 03-5786-6796 Fax. 03-5786-6778 E-mail: ipba@tga.co.jp Website: http://ipbajp.com

IPBA 第25回香港大会



2015年5月6日～5月9日

Hong Kong Convention and Exhibition Centre

IPBA初代会長よりメッセージ

IPBA初代President

濱田 邦夫 (日比谷パーク法律事務所)

第25回大会ということでもあり、盛大な大会であった。日本からも多数の会員が参加し、石黒美幸会員が総会で事務総長に選任されたのは、喜ばしい。1991年に日本で創立され、日本に事務局を置く国際法律家組織としてのIPBAのこれまでの発展と我が国弁護士の役割などに思いを致し、感慨ひとしおであった。また、久しぶりに訪れた香港の街の変容にも印象深いものがあつた。

香港でのIPBAの大会は今回が二度目である。2002年の香港での第12回大会には小生は参加しなかった。それは、IPBA創立時の有力jurisdictionであった台湾の弁護士たちが、「台湾」という呼称の使用をめぐり、事実上同大会に参加が難しくなり、当時最高裁判所判事であった小生が参加してその件に関し率直な発言をすると、三権分立等につき考えを異にする中国共産党政府が国際問題（日本の政府関係者による容認できない発言として）にしかねないと考えたからである。今回の香港大会への参加の感想の一つは、当時の小生の判断は的外れではなかった、というものである。

まず、街の印象について述べる。小生は、1970年代にシンガポールでのアジアドル債の発行等の仕事の途次香港に何度か立寄っている。また、1989年の第二東京弁護士会互助会旅行で香港を訪れ、裁判所も見学し、継受している英国法システムの説明を受けたことがある。いずれもかなり昔のことではあるが、現在の香港のインフラの整備は誠に目覚ましいものがある。1998年にランタウ島に開港した香港国際空港に小生としては初めて降り立ったのだから、20年以上のブランクといえよう。

空港は清潔で能率的に整備されている。後学のためタクシーで宿舎の香港島の国際会議場脇のホテルへ向かった。島々を貫き九龍半島から香港島へは海底トンネルで接続する高速道路や橋は見事であった。小生の香港島内の移動は、もっぱら地下鉄(MTR)に依った。(昔街を頻繁に走っていた、二階建ての赤いバスやトロリーバスも、もう見かけなかった。)このMTRもきれいで能率的であった。特に帰途に利用した空港へのMTRは高速で料金も安い。変わらなかったのはビクトリアピークへのケーブルカーであったが、到着地点の風景は昔とは様変わり、小生が好きで、よく歌うLove is a many splendored thing (米映画「慕情」から)の風情は全くなくなっている。やや残念であったが、これも経済発展のなせる業であろう。今回は時間の関係で、半島と島を海上でつなぐ小型フェリーに乗れなかったのも残念であった。なお、不発に終わったパラソル革命? (民主化のための学生・市民の運動)のデモの名残は、滞在中まったく見られなかった。

IPBA関係で香港を訪れたのは、1991年9月に開かれたIBAの香港大会の直後に行われたIPBAのSpecial Council Meetingの際である。今や当時の香港の面影は林立する超高層ビルの中に埋もれてしまっている。また、当時は英国人ソリシターないし英国系法律事務所が一大勢力であり、国際法務の分野で香港の地場出身の弁護士たちはあまり見かけられなかったことも思い出した。

今大会では、IPBAの初代会長として、旧香港総督邸(昔の港の展望が全く無くなっている)で開かれた歓迎リセプションその他の機会に、スピーチをする機会を与えられた。そこで小生が強調したのはIPBAの創立理念であるところの会員相互の友情の尊重と会運営上の政治の排除であり、また第25回大会を迎えたこの組織の創立時およびその後の場面での初代事務総長(かつ元会長)の三宅能生弁護士の功績である。



1991年の湾岸戦争がまだ終結していない段階で、三宅弁護士が自己負担覚悟でホテルの部屋150室を予約したエピソードの紹介は、かなりの数の参加者に感銘を与えた。三宅弁護士については、小生以外にもその貢献についてホストコミTEE委員長その他の幹部、IPBAの原始メンバーなどからも語られ、また三宅先生の健康の回復を祈る声も多く聞かれた。

今回の総会で承認されたIPBAの法人化問題検討の過程でも日本の会員たちなどから問題にされた組織の「商業化」（経済的利益の重視傾向）は今後も警戒すべきことであるが、「政治化」については、小生の危惧が現実となるような出来事があった。それは、香港のLaw Society（弁護士会）の役員のスピーチで、中国本土政府の最近発表された諸政策、アジアインフラ投資銀行、一带一路計画などの代弁、称賛、誇示がなされことである。「50年間は諸制度を変更しない」という香港の英国からの返還時の約束は変貌してしまった、との感を深くした。

「消えゆく老兵」の身として、石黒事務総長をはじめとする日本の中堅・若手の会員が、IPBA創立の精神を記銘したうえで、アジア・太平洋地区で活動するあらゆる国や地域の会員たちと手を携え、楽しく会員相互の交流を深めかつ組織をさらに発展させることを祈念する。



原壽会員、石黒美幸会員と筆者



IPBAの旧友たちと共に

IPBA 25周年と香港大会

日本IPBAの会会長、IPBA第21代President
国谷 史朗（大江橋法律事務所）

1. IPBA 25年の思い出と香港

香港を訪れるのは10回目くらい。今年の3月にもある会合で香港に来たばかりでありあまり外国に来たという感じはしなかった。前回は、九龍島側の超高層ビルの108階のフロアにあるホテルの一室に泊まり、あまりの高さに寝ていても落ち着かない気がした。

初めて香港を訪れた時には日本の景気も良く、九龍島側から眺めた香港島のネオンにはパナソニック、日立を始め日本の企業のものも多く、日本が世界中で活躍しているのだなと感じたことを懐かしく思い出した。今回改めてネオンを見比べてみると、中国、韓国企業の大きなサインが目立った。時代の移り変わりを感じる。

IPBA設立25周年。弁護士人生のかなりの部分をIPBAと共に過ごしてきたことになる。第一回大会からずっと参加している私としては、思い返せば感慨深いものがある。国際的シンポジウムでIPBAが共催者として名前を出すことも多くなった。世界的な法曹団体としてかなり認知されてきたのだなと、成長ぶりを嬉しく思う。

シンガポールに日本人弁護士が50人以上いて活躍、昨年11月にはIPBA日本の会のシンガポール支部も設立された。IPBAが創立された頃には予想もできなかった展開である。中堅若手の弁護士が逞しく育ち、アジアを駆け回って仕事をこなしているのは、IPBA設立時に先輩方が目指された一つの姿であるように思われる。

2. 競馬、ジャパンナイト、サイレントオークション

レセプションを兼ねた競馬場でのIPBAカップの観戦は、日本ではない体験だった。前回の香港大会の時も同じ催しがあったが、一回だけ賭けたレースで見事に敗れた。前回、三宅能生弁護士がいくつかのレースで奥様と共に勝利をおさめ、得意そうにされていたのを思い出した。

ジャパンナイトは180人を超える内外の参加者を集め、大盛況。始まる前からジャパンナイトはどこであるのかと多くの外国人弁護士から聞かれた。すっかりIPBAの行事として定着してきている。お世話をしてくれた中山達樹弁護士、Rhondaさん、岡崎さん、大変ご苦労様でした。



サイレントオークションにも参加した。日本酒は香港でも大人気と聞いていたので、日本酒とぐい飲みのセットで出品した。競り落としたのは、1990年頃大江橋法律事務所にロンドンのLinklaters事務所から研修に来ていたGreg Knowles弁護士であることが分かった。帰りに彼と会った時に、私が出品した日本酒とぐい飲みを嬉しそうに見せてくれた。私が出品者であることを知って何としてでも落札して、自分で飲みたかったと言っていた。とても嬉しく思った。

3. セッションへの参加、APEC委員会

2011年にAPEC委員会がAd hoc委員会として設立されて以来4年が経ち、香港大会の理事会と総会で正式な委員会として承認された。三宅能生先生の後を継いで私が委員長、石本茂彦弁護士が副委員長となった。弁護士として個別案件の処理に追われがちだが、国、政府レベルの大きな施策を頭に置きながら、他の委員会とも協力してAPECとの関係を発展させていきたいと思っている。香港大会では、石本さんがCorporate Counsel委員会との共同セッションをアレンジし、腐敗防止、コンプライアンスの観点からアジアにおける問題点を浮き彫りにしてくれた。

Corporate Law Reformのセッションにも参加した。小松岳志弁護士がスピーカーとして登場。彼はシンガポールでアジアを中心に活躍し、法務省で会社法の改正業務に関与しただけに、内容も充実し英語で大変テンポ良く進めたのに感心した。

Cross-Border Investment Committeeのセッションでは、林依利子弁護士がモデレーターとして多くのスピーカーを巧みにまとめていた。

4. 香港のジョギング環境

海外出張では、ジョギングするのを楽しみにしている。前回コンベンションセンター近くのホテルに泊まった時には周りにジョギングコースが整えられていたので、そこを走ろうと思って来た。残念ながら、右も左も工事中でジョギングコースもなくなっていた。仕方なくホテルのフィットネスで九龍島のビル群と海を行き交う船を見ながら、会期中3回ジョギングした。アジアの主要都市は、活気はあるものの、散策やジョギングコースが整備されている所が少ない。IPBA 50周年を迎える頃には、北米やヨーロッパ並みに、思わず走りたくなるようなコースがあらこちらに出来ているのであろうか。

来年は約20年ぶりのクアラルンプール。この20年間の変化を走りながら眺めたいと、今から楽しみにしている。

IPBA 理事会便り

IPBA Secretary General

石黒 美幸 (長島・大野・常松法律事務所)

2年間の見習い期間を経て、この5月の香港大会の終了時からSecretary Generalになりました。香港大会の様子は、他の参加者からご報告があると思いますので、私は香港大会における理事会や総会の様子を皆様方にご紹介いたします。

<IPBAの定款 (Constitution) の変更>

今回の理事会・総会では、主に以下の点についての定款変更が承認されました。

- ①IPBAの法人化に伴う変更
- ②Jurisdictionの定義の変更
- ③CommitteeにおけるCo-Chairの規定の創設
- ④WebmasterのOfficerへの格上げ

①の法人化は、以前から日本の皆様方には議論の経過をお伝えしておりましたが、日本の権利能力なき社団のコンセプトは日本人以外には納得できない (同じようなものがない法域が多く、理解出来ないと言うべきでしょうか) というので、IPBAは、日本の権利能力なき社団から、シンガポール法人 (法人の種類は、Company limited by guarantee) になることが正式に決まり、それに合わせて定款も変更しました。法人化後も事務局は従前通り、ロンダさんと岡崎さんを中心に日本に置くことになっていますので、運営の実態は変更前と変わりません。ただ、IPBAの銀行口座をシンガポールに開設し、今後はその口座でIPBAの資金を管理する予定でありますので、年会費については振込の選択肢を廃止し、クレジットカード払いのみにするなど、事務手続き上の変更で日本の皆様方にご不便をおかけするするかもしれませんが、どうかご理解ください。

②のJurisdictionの定義変更は、いわゆるベネルクスのような地域を一つのJurisdictionとして扱い、将来において地域代表 (Jurisdictional Council Member : JCM) を送ることができる道を開くことを目的とされました。

③は、CommitteeによってはChairが複数存在しているにもかかわらず、定款上は根拠がないことに対応して、定款上、正式なポジションとして、Co-Chairを位置づけたものです。これに関連して、Co-Chairが何人いようと、当該委員会の役員会 (Council Meeting) での投票権は1票とするなども明記されました。

④は、ウェブサイトでの広報活動や会員への情報伝達の重要性に鑑み、従来はAt-Large Council MemberであったWebmasterをOfficerのレベルに格上げしたものです。これに伴い、Webmasterの補佐として、Deputy Webmasterも置かれました。



<2017年のIPBA年次大会>

今回の香港大会にて、2017年の年次大会開催地域をNew Zealandとすることが正式に決まりました。それに伴い、Vice Presidentには、New ZealandのDenis McNamara氏が就任しました。年次大会は、2017年4月5日から9日にかけて、Aucklandで開催予定です。皆様方、今から手帳にご記入ください。

なお、2016年のKuala Lumpurでの年次大会は、2016年4月13日から16日までと確定していますので、こちらもお忘れなく。

<会員増の地域>

IPBAには、2015年3月末現在、1,368名の会員がいます。最も会員の多い地域は日本（258名）ですが、新たな会員を22名迎えたものの、残念ながら2014年末と比べて10名減少しており、更新率は85%に留まっています。現会員には、今後も年次更新をお願いするとともに、何らかの理由で更新していない元会員へのお声がけ頂くなど、切にお願いする次第です。

今回の理事会では、以下の地域が前年と比べて会員数が特に増えたことが報告されました。

- Hong Kong：新会員39名を得て、前年末比26名増
- Malaysia：新会員29名を得て、前年末比28名増
- United Kingdom：新会員30名を得て、前年末比26名増
- Singapore：新会員21名を得て、前年末比9名増
- Philippines：新会員14名を得て、前年末比9名増

また、今回の香港大会時には、台湾の会員が25名以上となったため、台湾も地域代表（JCM）を選出する権利が与えられ、総会で香港代表の選任が承認されています。

理事会では、各地域での会員向けの活動も紹介されましたが、最大の地域会員数を持ち、日本IPBAの会、関西支部、シンガポール支部を擁するなど組織力の高い日本での活動が一番活発なようでした。今後とも、会員相互の交流や切磋琢磨の機会の頻度・レベルの維持増進を皆様方に期待しております。

日本の活発な活動に刺激されてか、今年は韓国で9月16日から17日にかけて、「East Asia Regional Forum: Continued Challenges & Opportunities of Pan Asia」と題するイベントが開催されます。参加費は250米ドルです。お近くですので、ご都合のつく方は是非ご参加ください。詳細は、IPBAのホームページで紹介しています。

以上が、香港大会の理事会・総会の主なトピックのご紹介でした。日本人会員が盛り上がることによって初めてIPBAも盛り上がります。IPBAの発展のためにも是非日本IPBAの会の皆様方の積極的なご参加とご協力を今後ともどうぞ宜しくお願いいたします。



Officers Meetingにて

IPBA香港大会 充実の4日間

～マグナカルタから貞永式目へ～

小泉 淑子（シティニューワ法律事務所）

1年前の同じ時期にINTA（International Trademark Association）香港大会に出席した。今回と同じ会場で、6000人を超えるメンバーが一同に会し、商標を中心とした知財分野を専門とする弁護士／弁理士の盛大な年次国際会議であった。続いて昨年10月には、IBA（International Bar Association）東京大会が開催され約6300人の法律家が世界各地から結集し、1947年に設立されたIBAの歴史上でも最大級の国際会議となった。ダイナミックな国際会議に参加することで自分が最前線にいることを実感し、一瞬幸福感を覚えた反面、何か落ち着かない気分となり、嵐のような一週間が終わって安堵したことであった。

2008年から2010年までIPBA Membership CommitteeのVice Chairの任にあった私は、当時いかにメンバーを2000名ぐらまで増やし、年次大会への参加者を1000名ぐらまで増やすかに腐心していたことを思い出した。今大会では1200名の参加者がそれぞれ旧交を温め、交流を拡大し、活発にセッションで議論をし、信頼関係を築くことができたのではないかと思う。1000名前後の国際会議は、親交を深めるのに調度よい人数であると思う。何人ものチャーターメンバーと再会でき、25年の時の経過を懐かしみつつ、今旧まで歩んでこられたことをねぎらいあったときは心からの喜びが湧き上がってくるのを覚えた。

香港の弁護士から、馬道立終審法院長官は香港社会で大変尊敬されている大法律家であること、ユーモアのある彼のスピーチには定評があること、社会が直面している大問題は「法の支配」「人権」であること、民主派のサポーターと思われぬように黄色のものは身に着けないようにしていることなどを聞いていたので、今回のテーマ“Vision for the Future”について、キーノートスピーカーとしてどのようなお話しをされるのか、興味津々で大会場の前列に座った。香港返還を合意した1984年の英中共同宣言に基づいて、1990年に全人代で採択された香港特別行政区基本法、1997年の香港返還後50年は続く1国2制度、50年後の2047年以降のことなどにふれられるのではないかと想像していたのだが、馬長官は、今年はマグナカルタ制定後800年になると切り出され、「法の支配」も「人権」もその根源はマグナカルタにあり、未来を語るには800年前に遡る必要があり、といわれ私の予想はずれた。6月に入って日本の新聞で民主主義の礎、マグナカルタ制定800年の記事が目に入るようになった。馬長官のスピーチはまことに時宜を得たものであったと納得した。



歓迎式典はバグパイプの軍楽隊の演奏ではじまったことで、あらためてスコットランドが香港に及ぼした歴史を思った。香港の弁護士が「自分たちはこの軍楽隊をととても誇りに思っているのだ。」と言ったことにも強く印象に残った。プログラムブックに出ているホストコミッティに並んでいる法律事務所はほとんど欧米の大事務所なので、現地の弁護士にリーガル・マーケットについて聞いたところ、10大法律事務所のうち、ローカルは2つしかないという。香港でクロスボーダー案件を扱う弁護士は欧米の大事務所の香港オフィスで執務していることになる。私の知っている香港の弁護士は美しい英語を話し、ほとんど英国で教育を受けてきている。

今回再認識したのは、香港は中国返還後も司法インフラはコモン・ローを継承してきている地域であり、今後もコモン・ロー地域として存続し続けるだろう、それもあって香港の国際仲裁センターには国際紛争事件が増えていき、日本は苦戦を続けるということである。

アジア諸国において、日本の法律家が法整備支援で奮闘されており、着実に日本の司法制度が評価されてきていると思うが、クロス・ボーダー取引の当事者に日本を紛争解決のための仲裁地を選んでもらうには、日本国内の司法インフラをさらに整備していかない限り、リーガル・マーケットでの国際競争では日本は厳しい状況におかれ続けることになるだろう。

帰国後、日本政府機関の国際交渉の場で活躍していた元官僚に馬長官のスピーチのことを話したところ、国際会議で日本における「法の支配」の根源が話題になるときは、聖徳太子の17条の憲法ではなくマグナカルタとほぼ同時期といえる1232年に制定された貞永式目（関東御成敗式目）が、当時の武家社会に受け継がれていた慣習や道徳を51条からなる法典としたものとして、世界で最も早いコモン・ローの成文化であるとして議論するのだ、とのことであった。久しぶりに日本史の教科書を開いたのであった。

IPBA倒産法部会

IPBA Insolvency Committee Chair

阿部 信一郎（バーカー&マッケンジー法律事務所）

みなさんこんにちは、阿部信一郎と申します。このたびのIPBA25周年記念大会である香港大会に参加しましたので、ご報告させていただきます。

1. IPBAカウンスル会議等

昨年からは倒産部会の部会長になりました。昨年の秋にもブラジルで会議があったようですが、私の方は別件で行けず、今回が初めてのカウンスル・分科会部会長の会議への参加でした。大多数のメンバーの方は、その存在すら知らないと思いますし、私もこれまで知らなかった世界ですので、若干の印象だけお伝えします（内容についての詳細は他の先生からお伝えされると思います）。会議自体は火曜日（今年は5月5日子供の日）に行われました。大きな部屋で40人程度が集まって行われております。事前に詳細な資料が配布されており、そこで規則の改定や今後の方針等（来年度以降の予定）が議論されています。資料を十分に読み込んでいないと議論にはついていけない様子であり、この点が私の来年の課題となります。また各国の代表者が発言する英語のアクセントに慣れることも重要な課題となります。IPBAの舞台裏では、非常に煩瑣な運営事項を黙々とこなす方々がいることに、頭が下がりました。



このような細々とした重要会議が終了してから華やかなIPBAの香港大会が開幕となるのです。

2. 倒産法分科会

みなさんの中で、倒産分科会にご参加いただいたことがある方は、ほとんどいないのではないのでしょうか。そこでせっかくの機会ですので、倒産分科会の紹介をさせていただきます。

倒産分科会は、日本の著名な倒産弁護士故三宅省三先生（三宅今井池田法律事務所）と米国のこれまた著名な倒産弁護士故アーノルド・クイットナー先生（マルコー事件等で活躍）が、15年以上前に設立された部会であるとお聞きしております。当初は、IBAの倒産法部会が活発な活動を行っているのに屋上屋を架すのではとの危惧の声も聞かれましたが、IPBAの倒産法分科会は、太平洋地区の倒産情勢・倒産法制に配慮した独自の活動を続けてきました。10年前のシドニー大会では、そのときはシドニーの弁護士がリードしてミニ観光、食事の会をセッティングしてくれたりして、非常にアットホームな関係を持った部会です。



香港でのセッション”Out of court workouts in APEC countries”
パネリストたちと筆者（左端）

主要なメンバーは以前は、米国、カナダ、オーストラリア、シンガポール、香港等のメンバーが多かったと記憶していますが、最近では中国、インド、スイス、フランス、ドイツ等からも参加者が増えてきて、国際色がますます強くなってきています。現状における登録メンバーは103人ですが、登録されていない方もお気軽に出席いただいています。

具体的に何をしているかということですが、通常大会では2コマ開催しています。今年は、第1セッションとして、私がモデレーターとなり、私的整理についての各国の現状とアジア銀行協会における私的整理手続についてのディスカッションを行いました。日本、インド、シンガポール、カナダ、スイスのパネリストが、各国の情勢を要点をкаいつまんで説明してくれました。

また第2セッションでは、倒産と環太平洋貿易の交錯について、米国、英国、香港のパネリスト間でディスカッションがあり、新たな試みとして参加者から評価を受けました。昨年バンクーバー大会では、COMI (Center of Main Interest)という国連UNCITRALで長年検討され最近の日本でも議論があった問題と、Sovereign Debt国家債務の問題を議論しました。

このように、最近のディスカッションは、アジアばかりではなく国連あるいは世界的に話題となっているトピックスを取り上げ最先端の議論を提供しています。また、参加者からの質問も多く、時間切れになるまでディスカッションが途切れないこともままある状態です。倒産実務に対する関心の高さがうかがわれるところです。

今後は、もっともっと日本の参加者にも来ていただけるよう魅力的な分科会にしたいと思っております。さらにセッション数を増加してさらにいろいろなトピックスに挑戦できないか、パネリストにも日本代表を送り込み日本の倒産事情もよりきめ細やかにご紹介できないか、それを通してIPBA参加者との友情をさらに広く・深いものとしてできないかを模索していきたいと思っております。皆様のご参加をお待ちしております。

IPBA初参加 いつかはスピーカーに！

茨木 雅明（森・濱田松本法律事務所）

私が初めてIPBAに関わったのは、2013年の12月10日に行われた日本IPBAの中堅若手弁護士による忘年会に、事務所の先輩弁護士に誘われて参加したときでした（その様子は<http://ipbajp.com/news/index.html>で確認できます。ちなみに、今年の一文字を「猫」と言ったのは私です。）。その際に、国際的な業務に携わっている多くの先輩弁護士のお話を伺うことができ、また、思いがけない再会もあり、IPBAに興味を持つに至りました。今回のHong Kong大会が初めての年次総会への参加となりました。

Hong Kong大会では、「各国の弁護士と名刺を交換して関係を築いていこう！」という目標を持って参加したのですが、英語力不足と持ち前のシャイな性格が災いし、初日のNew Members' & IPBA Scholars' Receptionでは、当初名刺を交換するどころか外国人弁護士の方に話し掛けることすらできず、最終的にはその場の空気に耐えられなくなり、IPBAと同日にHong Kong Convention Centreで開催されていた食品展覧会 (<http://hofex.com/>) にいったん退避するという失態をおかしてしまいました。こちらはこちらで大変賑わっておりました。



その後、「このままではいけない」と思い直して会場に戻り、積極的に声をかけるようにしたところ、各国から参加されている弁護士と名刺を交換し、会話を楽しむこともでき、引き続き行われたWelcome Reception及びJapan Nightにおいても多くの弁護士とコミュニケーションをとることができました。特に、Japan Nightについては、各国から多くの弁護士が参加して大変に盛り上がり、また、多くの先輩弁護士から貴重なお話を伺うことができ、大変有意義な時間を過ごすことができました。日々の業務の中では近視眼的な考えに陥りがちですが、このような機会に多様な価値観に触れることで視野を広げることができたと感じています。幸いなことに、年次大会で知り合った弁護士の何名かとは年次大会終了後も連絡を取っており、先日、その中の1名のイギリス在住弁護士が、私が駐在しているバンコクを訪れた際にランチを一緒にすることもでき、小さな一歩ではありますが、当初の目標を何とか達成することができたかなと思っております。

セッションについては、自分が関心を持っているM&A分野に関するセッションを中心に参加しました。セッションでは、日々の業務の中で自分が問題意識を持っていた点について、各国の弁護士も同様の問題意識を持っていることが分かり嬉しく思うとともに、自分が問題意識を持ったことがなかった点についての議論を聞くことができ、大変勉強になりました。また、自分が所属している法律事務所の弁護士がスピーカーとして参加していたことにも大きな刺激を受けました。近い将来、さらに実務経験を積み、英語でのコミュニケーション能力を向上させ、こういった国際会議の舞台にスピーカーとして登壇してみたいなと夢見ております。

また、セッション以外の時間には、せっかくHong Kongを訪れたということもあり、中環、尖沙咀、 빅トリアピーク等、典型的な観光地を一通り巡りました。Hong Kongは、学生時代に参加したVIS (East) International Commercial Arbitration Moot (<http://www.cisgmoot.org/index.html>) 以来7年ぶりの訪問だったのですが、正直、当時のことはあまり詳細には覚えておらず、とても新鮮な気持ちで楽しむことができました。ありきたりですが、食事も美味しく、夜景もきれいで、東京とも、現在駐在しているバンコクともまた違う魅力を感じることができ、良い気分転換になりました。

今回初めて年次総会に参加し、海外で活躍する弁護士、特に日本人弁護士の先生方の姿を間近で見ることができ、とても良い刺激を受けることができ、自分もそうになりたいという気持ちを再確認することができました。まだまだ道のりは長いですが、一步一步努力をしていきたいと思っております。



(写真：筆者提供)

「M&A Auctions」セッションに登壇して

前田 敦利

(アンダーソン・毛利・友常松本法律事務所)

IPBA香港大会のクロスボーダー投資委員会主催の「M&A Auctions」というセッションのパネルを担当させていただきました。モデレータの一人はドイツのMichael Burian弁護士で奇しくも約10年前に同じ英国系事務所に出向者同士として共に働いたことのある長年の友人でした。他のパネリストは香港駐在の米国弁護士、シンガポール駐在の英国弁護士、豪州弁護士に、香港駐在の豪州大手テレコムの子会社ジェネラルカウンセルというそうそうたるメンバーでしたが、誰もが非常に温和で親しみやすく、準備作業を含めて非常に楽しく関与させていただくことができました。

セッションの進行方法の主流は国毎に各人がプレゼン資料を読み上げるというものですが、今回はプレゼン読み上げは一切なく、M&A Auctionの実務的な数々の論点を各人が即興的にコメントしていくという方法を取りました。M&Aオークションのプロセスの大枠は国を超えてグローバルプラクティスが確立しているとも言えるため、国ごとのやや細かい実務の違いを議論するという目的にかない、かつ、フロアの興味を惹き続ける適切な方法だったように思います。自分のプレゼンの順番が割り当てられているわけではない状況で、議論に分け入っていくのは容易ではなかったのですが、欧米出身の他のパネルとは少し異なる視点でのコメントをさしはさんで、ある程度議論の活性化に貢献できたように思います。

オークション・プロセスの一般的な流れをパネルの1人が説明することからこのセッションが始まった後は、オークションの過程での売主と複数買主候補間のバゲニングパワーの変遷についての議論をしたり、売主側



DDレポートの利用という新しい実務について、これに買主が依拠することを認めることが多いヨーロッパとそのような実務とはなっていないアメリカ・日本との違いが明らかになるなど、いわゆる実務本にもなかなか書いていないような議論をしていきました。このほか、売主側が買収ファイナンス提供者を紹介・指定するstapled financingというアメリカでの実務例の紹介があった一方、企業と銀行との長く深い繋がりがあある文化がある日本においてはそのようなファイナンス方法は当面は定着しないだろうとコメントしたり、ヨーロッパでは一般的とまではいえないがそのような提案がされることもあるようで、各国のビジネス文化の違いが鮮明になる点もありました。

各国の実務の発展段階の違いのように思われたのが、表明保証保険の利用です。ヨーロッパ、アメリカ、オーストラリアではすでに十分に実務に根付いており、全体としてM&A交渉の効率化に資するものと認識されているようです。一方、日本でも近年にわかに議論が盛んになってきており、私個人としても具体的に検討する機会が増えており、日本の保険会社も取扱いを始めるなど、グローバルプラクティスが形成されていくまさにその過程にある事項です。東南アジアからの出席者が多く占めるフロアでは、表明保証保険の検討をしたことはあるが締結にまで至った経験のある人が少なかった一方、登壇したパネルからはもう数年にわたる実務の蓄積があり、売主側保険も増えていることが紹介されるなど、まさに先端の実務の紹介の場ともなりました。

M&Aオークション特有の問題ではなかったのですが、私から法文化・契約文化に起因している日本の「誠実協議条項」の存在を紹介する場面もありました。法的手続にいたらずに紛争解決を強く求める風土や、そのような態度を契約相手方に「期待する」風土という背景を説明した上で、要は「困ったら御互い誠実に協議しましょう」という趣旨の条項だと伝えますと、モデレータと他のパネリストから予想通りに「なんだそれ?!」との声が上がりました。不測の事態の解決方法を定めるべき契約書に、そもそも規定する意義を見出しにくいと思えるのでしょうか。もし誠実協議条項を規定することを拒絶でもした場合は、円満な契約関係（信頼関係）を築いていくことが難しくなると考えられるほど、日本の契約実務では半ば必須ともいえるものであり、「契約関係」というものに投影するイメージギャップが依然大きいものであることを再確認する機会となりました。

このようにM&Aオークションは、登壇者の各所属国ではグローバルスタンダードとも呼べるほぼ共通した実務が確立しているものの、細かいところではやはり法制度の違いと実務スタイル（法文化・契約文化）の違いに起因した様々な違いを明らかにできました。

フロアからの質問を契機とした新たな論点の議論が膨らんだりして、大いに成功したセッションだったと思います。クロスボーダー取引にかかわるものとして、双方の背後にある法意識・契約文化を理解し（せめて理解しようとする虚心坦懐な姿勢をもち）実務にあたることの重要性をパネルやフロアの皆さんとも共有できたように思います。

Where is Mr. Cherry Blossoms !?

角谷 俊輔 （関西法律特許事務所）

私は、弁護士として働き始めて2年目になります。今回初めてIPBAに参加させていただきましたが、事務所で海外に関する案件に従事しているわけではありません。私がIPBAに参加した理由は、好奇心以外のなにもありませんでした。IPBAは、そのような私の好奇心を満たしてくれるには十分過ぎるほど充実した大会でした。

私のIPBAデビューは、初日のWelcome Receptionでした。Welcome Receptionは、香港競馬場で開催され、競馬を楽しみながら、世界中の弁護士と交流できるという非常にユニークな催しでした（参加者の中には、競馬で大勝ちした人もいたようです!）。Welcome Receptionの他にも、IPBAにはたくさんのパーティーが用意されており、世界中の弁護士と交流することができます。

私は日本を出発する前に、IPBAで多くの他国の弁護士と交流し自分を印象付けるためには何か作戦が必要なのではないかと考えました。そこで私は、日本をまさに象徴すると思われる桜柄のネクタイをつけていきました。自己紹介の際には、桜の国日本から来た角谷だとネクタイを見せることで、なんとか自分を印象付けられないかと考えたのです。その結果、最終日のGala Dinnerの際に、Mr. Cherry Blossomsはどこに行ったのだと他国の弁護士が私のことを探していたと聞いたときには、思わずガッツポーズが出ました。



お気に入りのネクタイに上機嫌の筆者

IPBAの各パーティーでは、海外に駐在して活躍されている日本人の弁護士から海外での業務について聞くことができ、将来の自分の弁護士像のイメージをつけるためにも、非常に有意義でした。中でも、私と同じようにバックパッカーの経験を有する弁護士の先輩に出会えたことには、興奮を覚え、もっと色々話してみたいと強く思いました。

また、IPBAの期間中に渡って一緒に過ごせるぐらいにまで、交流を深められた他国の友人を作ることができました。このような友人ができることで、また来年もIPBAに参加したい！異文化に飛び出していくことはなんておもしろいんだ！と強く思われました。

もっとも、IPBAのセッションでは、語学力の不足、知識の不足から全く歯が立たず、悔しい思いをしました。私は、特にInsolvencyの分野に関するセッションを中心に参加させていただきましたが、基本的な用語さえ英語で何と表現するかわかりませんでした。帰国後に、様々な文献等を調べ、こういう話しがされていたのではと思い返してみましたが、この作業を出発前にやっていたらどんなに有意義なセッションになっていただろうと反省しました。

セッションの合間には香港の街に繰り出し、飲茶等の中華料理を堪能しました。バックパッカーをしていた頃に発見し、その味に感動したレストランにどうしても再訪したかったからです。そこで、堪能した点心の数々、エビチリ、麻婆豆腐は変わらず最高においしかったです。また、香港の湿度の高さとあいまった独特の熱気も変わっていませんでした。

このように私のIPBAでの経験は何事にも代えがたい非常に有意義なものとなりました。もし、IPBAに興味があるけれど、参加するのは少しハードルが高いのではと考えながら、私の記事にたどり着いてくださった方がおられたのなら、是非挑戦してみてください。一度得た経験は、環境や物事をかなり加速させてくれると思います。

私の初めてのIPBAは、非常に楽しい思いをしながらも、自分の無力さに絶望させられた大会となりました。

もっとも、大会終了後、IPBAで既に活躍されている日本の大先輩にいただいたアドバイスには非常に心を打たれました。

最初は絶望して帰国して当然だ。ただ、その経験を活かして、IPBAに3回出席するまでにはセッションで何か質問をする、5回目の出席までにセッションで前に立つ等具体的な目標をもつことが何より大切だ。

最後に、IPBAで知り合った弁護士の方々、来年のIPBAでお会いしましょう！

初めてのIPBA ー九州・福岡よりー

平田 えり (北浜法律事務所 福岡事務所)

今回初めてIPBAに参加させていただきました。英語力に自信のない私が参加して大丈夫だろうか…と非常に不安でしたが、九州・福岡の地で将来海外案件の幅を広げ、より多くの事業者の役に立ちたい、という夢を実現する第一歩と思い、えいやっと飛び込んでみようと考えたのでした。

大会では、ホットテーマをとりあげた多くのセッションとともに、多くの交流の場が用意されており、様々な国の参加者と、それぞれの取扱分野や各国の法制度といった話から、各国のおすすめスポットやグルメといった話まで、心の通った交流をさせていただくことができました。



Welcome Party会場より望む風景 (写真：筆者提供)

IPBAには、各国の若手弁護士も多く参加されていますが、各事務所のパートナーとして活躍されているベテランの先生方が多く参加されています。そのような先生方が、事務所を代表してネットワーキングの場としてIPBAを活用しておられる中で、私のような若手弁護士の話を聞いて頂けるか非常に不安になりましたが、こちらから勇気をもって飛び込めば、私がつたない英語で伝えようとするにも興味をもって聞いてくださり、気さくに接していただいて、懐の深さにたいへん感銘を受けました。

また、日本から参加されている先生方と多くお話をさせていただけたことも、非常に貴重な機会となりました。IPBAという日常とは異なった空間で、日本の先生方からお聞きした海外案件を含めた業務内容や熱い情熱は、私の心に深く刻まれました。日本の先生方がセッションにおいてスピーカーとして自らの専門領域について語られる姿にも、大変刺激をいただきました。



今回、セッションや交流会に参加させて頂く中で、弁護士の専門領域とそれを発信する英語力に触れることができ、私だからこそ役に立てる専門分野と、それを発信する英語力を身につけたいというモチベーションが飛躍的に高まりました。

福岡では、地の利から、アジアを中心とする海外取引を行う事業者がグングンと増えています。しっかりとそれらの事業者をサポートして地元貢献できるよう、次回クアラルンプール大会までに、自分自身を少しでも成長させることができていると考えています。

最後になりましたが、このような素晴らしい香港大会を支えて下さった方々に、心より御礼申し上げます。ありがとうございました。

続けて参加することに意義があるIPBA年次大会

海外 周二（小沢・秋山法律事務所）

1. 大会に参加して

今回の香港大会は、私にとって、3年連続3回目のIPBA年次大会参加となりました。IPBAには、2012年秋に入りましたが、せっかく入ったのであればと思います、2013年ソウル大会、2014年バンクーバー大会と、時間を工面して参加してきました。

3回続けて参加して感じたことは、他の国のメンバーの方と継続的に連絡を取り合えるような関係を築くためには、1回参加するだけではあまり意味がなく、やはり続けて参加することが重要であるということです。

IPBAのような多くの人が一堂に会えるイベントでは、名刺交換をして少し話をするだけでは、なかなか関係を継続することは難しいと感じています。また、私のように人の顔を覚えるのが苦手な人間にとっては、何度か会うことでようやく顔と名前が一致し、ビジネス上の関係を築くことができるということもあります。

IPBA年次大会では、多様な分野の法律に関するセッションが開催されますが、各国を代表するパネラーの方々のお話は、普段知ることのできない各国の法制度・実務を知る貴重な機会となりました。今回は開催国である香港からのスピーカーも多数参加されましたが、香港は、中国本土との「一国二制度」が採られる中で英米系の法体系を維持し、中国本土という巨大なマーケットの玄関口として世界中から投資を受け入れるに十分な法制度、司法制度を備えているという印象を受けました。



(写真：筆者提供)

特に、国際仲裁の利用に関しては、香港はアジアの中ではシンガポールと並んで圧倒的に取扱件数が多く、実務のノウハウも蓄積されており、日本にも参考になると感じました。

2. ゴルフコンペ

私は今年度、日本IPBAの会ゴルフ委員会の副委員長を拝命しておりますので、IPBA年次大会のゴルフコンペ「IPBA CUP Golf Tournament」にも触れておきたいと思います。

IPBA年次大会では、毎回公式行事としてIPBA CUP Golf Tournamentが開催され、今年も、Welcome Receptionのパーティーが行われる日の早朝から開催されました。コンペの参加者は約30名で、顔ぶれを見る限り、去年バンクーバーでも参加されていた方も多数参加しているようでした。

ゴルフコンペに参加することのメリットは、やはり参加者同士で仲良くなれるということです。特に同組で回る方とは、一日一緒に過ごすことになるため、その後も良い関係を継続することができると思います。大会期間中のパーティーやイベントで顔を合わせる方とは、名刺を交換して情報交換はしますが、短時間で多数の人と会うことになるため、その場限りの立ち話だけで終わってしまうことになりがちです。ゴルフコンペに参加すると、ゴルフ好きという共通点を持つIPBAメンバーの方々との強いネットワークができますので、ゴルフをされる方にはお勧めです。

さて、ゴルフの内容の方ですが、今回は香港の中心地からバスとボートを乗り継いで、景色の美しい島にあるコース「Cau Sai Chau Public Golf Course」でゴルフを楽しむことができました。



(写真：筆者提供)

コースは、藪や谷を超えるショットを打たなければならぬホールが多く、正直なところ、レベルの高くはない私のようなゴルファーにとっては非常に難しく、ボールを10個以上失くしてしまいました。

しかし、コースから望む美しい海の景色は、高層ビルが立ち並ぶ香港中心地とは全く異なる世界で、香港の別の一面を見たような気がしました。

今回は2016年のクアラルンプール大会ですが、予定が合えば、またゴルフコンペにも参加したいと思いません。



IPBA2016
Kuala Lumpur

IPBA 26th Annual Meeting & Conference

2016年クアラルンプール大会のご案内

日時：2016年4月13日（水）～16日（土）

テーマ：“Diverse Challenges, Global Solutions”

会議詳細・参加予約は公式ウェブサイトどうぞ

<http://ipba2016.com>

2015年10月15日まで **Super Early Bird** 割引登録

受付中です。ぜひお早めにご登録ください！

～編集後記～

今年の香港大会のGala Dinnerの後、Gala Dinnerで隣の席に座った台湾の弁護士に誘われ、会場近くのホテルのシャンパン・バーで行われた、自然発生的なChinese Speaking Nightに参加しました。中国大陸や台湾、アジア系の弁護士だけではなく、ヨーロッパや北米のCaucasianが見事な中国語を操って交流を深めている姿に新しい時代の流れを感じました。

今年に入り、One Belt, One Roadのポリシーを掲げる中国が音頭をとって進めるアジア・インフラ投資銀行の形成、アメリカが主導するTPPの交渉加速等、中国とアメリカという巨大経済国家による世界経済の枠組みの形が見え始め、日本をとりまく世界経済の状況も大きな転機に直面しているように思います。このようなダイナミズムの中で、地理的にも文化的にも中国とアメリカという二大国家の間に立つ日本の法曹である我々も、将来に対する明確なビジョンを持ちつつ柔軟に対応していく姿勢、そして、そのためのスキルアップに向けた努力が求められていると思います。

来年のクアラルンプール大会においては、私が委員長を務める国際投資委員会においても、上記に関連するテーマを取り上げるセッションを企画していますし、その他の各委員会も“Diverse Challenges, Global Solutions”のテーマにふさわしい多様なセッションを鋭意企画中です。来年のクアラルンプール大会も、引き続き、日本の会の皆様にとって最先端の実務の情報を共有できる有意義な場となるものと信じておりますので、皆様、奮ってのご参加をよろしく願いいたします。

(広報委員会委員長 大江橋法律事務所 林 依利子)